

# 第4期 伊賀市障がい福祉計画

三重県伊賀市

平成27年3月

# 目 次

第1章	計画策定にあたっての基本的事項	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の進行管理	2
第2章	個別施策分野	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
2	福祉施設から一般就労への移行	4
3	就労移行支援事業の利用者数	5
4	就労移行支援事業所の就労移行率	6
5	地域生活支援拠点等の整備	7
6	計画相談の充実	8
7	障がい児支援体制の整備	8
第3章	障害福祉サービスと地域生活支援事業	
1	サービス目標量設定の考え方	9
2	障害福祉サービスの実績と見込量	9
3	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績と見込量	16
4	地域生活支援事業の実績と見込量	18
第4章	計画推進のための取り組み	
	地域自立支援協議会の設置	25

## 「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

# 第1章 計画策定にあたっての基本的事項

## 1 計画策定の目的

本市では、2007（平成 19）年3月に「伊賀市障害福祉計画（第1期）」を策定して以来、3期にわたって「障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供基盤等の整備に努めてきました。

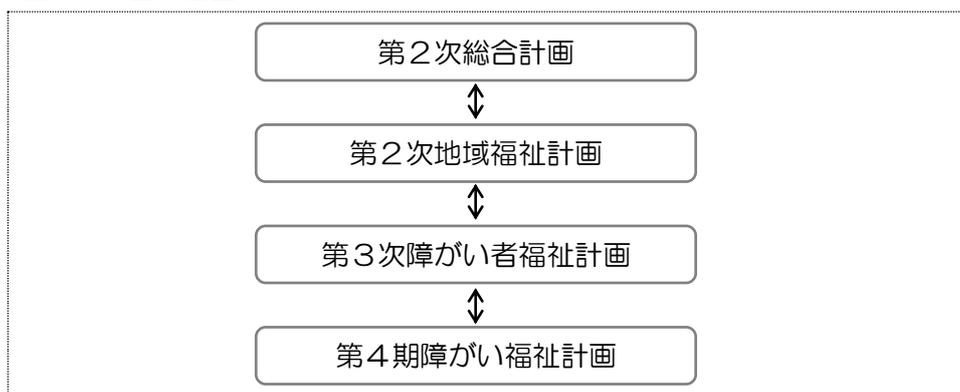
この間わが国においては、2014（平成 26）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、2011（平成 23）年7月の障害者基本法の改正、2012（平成 24）年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013（平成 25）年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、2013（平成 25）年4月の「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への名称変更など、障がい福祉分野の法制度は大きな変革が行われてきました。

「第4期伊賀市障がい福祉計画」は、このような一連の改革を踏まえたうえで、2014（平成 26）年12月に策定した「第3次伊賀市障がい者福祉計画」を基本としつつ、障がいのある人が自立した地域生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取り組みを定めるため策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」、障害者基本法に基づく「伊賀市障がい者福祉計画」を上位計画とし、今後、本市が進めていく障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

図1 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

計画期間は、今回同時に策定する第3次伊賀市障がい者福祉計画の前期期間にあわせ、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの3年間とします。

図2 計画の期間



### 4 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画の変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

本市では、障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

※PDCAサイクルとは

業務プロセスの管理手法の一つで、「計画(plan)」、「実行(do)」、「評価(check)」、「改善(act)」という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法

## 第2章 個別施策分野

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の指針】

2017（平成 29）年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定にあたっては、2014（平成 25）年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することを基本とするとともに、2017（平成 29）年度末の施設入所者数を 2014（平成 25）年度末時点の 4%以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

なお、障害児入所施設の 18 歳以上の入所者については、従前のおり施設入所者の算定の対象外としています。

#### 【市の状況】

2011（平成 23）年度末現在の施設入所者数は 81 人でしたが、2014（平成 25）年度末現在の施設入所者数も 81 人で増減はありませんでした。

#### 【市の目標値】

本市において国の指針に基づく目標数値を設定した場合、2015（平成 27）年度からの 3 年間で施設入所者数を 4 名削減し、10 名を地域生活に移行しなければなりません。入所施設等とも地域移行についての協議ができておらず、社会資源も整備されていない中では国の指針に基づく目標数値を達成することは困難と思われます。

そこで、2015（平成 27）年度は入所施設等との意思統一を図る年度とし、2016（平成 28）年度にモデルケースとして 1 名を、2017（平成 29）年度には伊賀圏域内の 4 つの入所施設から各 1 名の計 4 名を地域移行するとしました。

また、施設入所者数は 3 年間で 1 名削減することとしました。

項目	数値	考え方
2014（平成 25）年度末時点の入所者数（A）	81 人	2014（平成 25）年度末時点の施設入所者数
2017（平成 29）年度末時点の入所者数（B）	80 人	2017（平成 29）年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A-B）	1 人 1. 2%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	5 人 6. 2%	施設入所から地域生活へ移行した者の数

## 2 福祉施設から一般就労への移行

### 【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2017（平成 29）年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、2012（平成 24）年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

### 【市の状況】

本市では 2011（平成 23）年度に 15 人、2012（平成 24）年度に 7 人、2013（平成 25）年度に 13 人が福祉施設から一般就労に移行しました。

### 【市の目標値】

昨今の社会情勢の中、本市においても障がいのある人の雇用は大変厳しい状況ですが、国の基本指針を踏まえ 2017（平成 29）年度中に福祉施設から一般就労する人の目標値を 14 人と設定します。

項目	数 値	考え方
2012（平成 24）年度の一般就労移行者数	7 人	2012（平成 24）年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 2017（平成 29）年度の一般就労移行者数	14 人 2（倍）	2017（平成 29）年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

### 3 就労移行支援事業の利用者数

#### 【国の指針】

2017（平成 29）年度末における就労移行支援事業の利用者数が 2014（平成 25）年度末時点の利用者数の 6 割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

#### 【市の状況】

本市では 2014（平成 25）年度末時点で、16 人が就労移行支援事業を利用していました。

#### 【市の目標値】

2014（平成 25）年度末時点で、市内の就労移行支援事業所は 2 事業所で定員が 20 人です。2017（平成 29）年度末までに新たに定員 10 名の事業所が 1 事業所開設されると想定し、2017（平成 29）年度末における就労移行支援事業の利用者数を 30 人と設定しました。

項目	数 値	考え方
2014（平成 25）年度末の 就労移行支援事業利用者数	16 人	2014（平成 25）年度末において 就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 2014（平成 29）年度の 就労移行支援事業の利用者数	30 人 (87.5%)	2014（平成 29）年度末において 就労移行支援事業を利用する者の数

## 4 就労移行支援事業所の就労移行率

### 【国の指針】

2017（平成 29）年度末において、就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

なお、就労移行率とは、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行したものの割合です。

### 【市の状況】

本市では、2014（平成 25）年度末時点で就労移行支援事業を行う事業所が2事業所あります。

### 【市の目標値】

2017（平成 29）年度末までに新たに1事業所が開設されると想定し、3事業所のうち就労移行率3割以上が2事業所あると設定しました。

項目	数 値	考え方
【目標値】 2017（平成 29）年度末における就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。	3ヶ所	就労移行支援事業所数
	2ヶ所	就労移行率が3割以上の事業所数
	66.7%	割合（%）

## 5 地域生活支援拠点等の整備

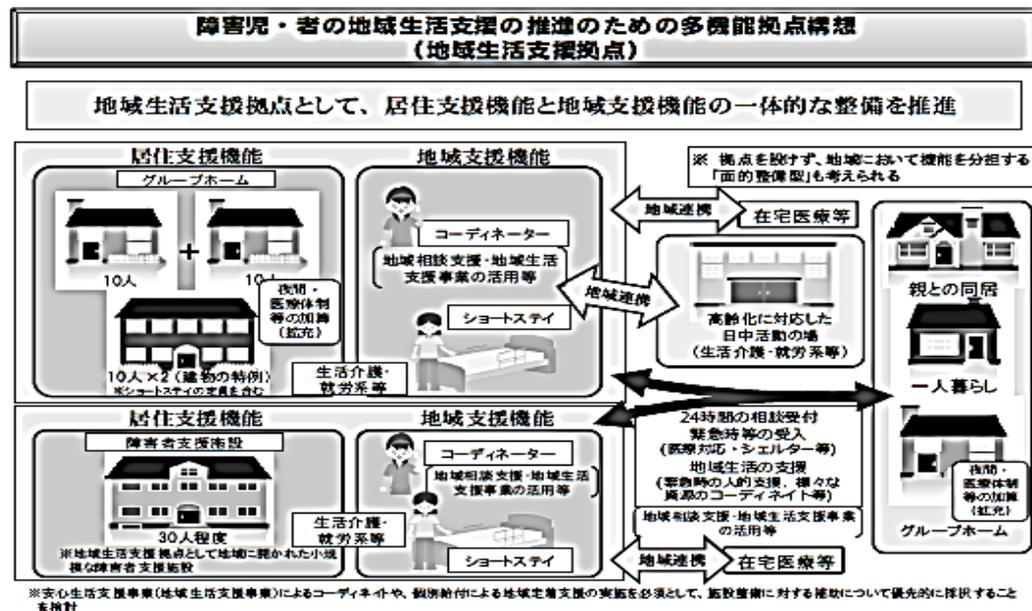
### 【国の指針】

2017（平成 29）年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）を各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本としています。

※地域生活支援拠点とは

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点

【地域生活支援拠点のイメージ図（厚生労働省資料より）】



### 【市の状況】

本市における地域生活支援拠点の整備について、障がい者地域自立支援協議会等で協議していきます。

### 【市の目標値】

2017（平成 29）年度末までに、伊賀圏域内で1ヶ所の地域生活支援拠点を整備すると設定しました。

項目	数値	考え方
【目標値】 2017（平成 29）年度末の 地域生活支援拠点の整備数・場所	1ヶ所 圏域	地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。

## 6 計画相談の充実

障がいのある人が済み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためには、一人ひとりのニーズに応じた適切な障害福祉サービスの利用を支える相談支援体制の構築が必要です。

サービス等利用計画の作成については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるような体制の維持が重要であり、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制の確保に努めます。そのうえで各サービス等利用計画においては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認のうえ、必要に応じた見直しを行います。

人材の育成支援、専門的な指導助言等の他、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、市内の特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるにあたっては、障がい者地域自立支援協議会及び専門部会を有効に活用するとともに、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。

## 7 障がい児支援体制の整備

子ども・子育て支援法では、基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定めています。障がいのある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保していきます。

また、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がいのある子ども及びその家族に対して身近な地域で提供できるよう療育センター機能を備えた支援体制を構築していきます。

## 第3章 障害福祉サービスと地域生活支援事業

### 1 サービス目標量設定の考え方

障害福祉サービスや地域生活支援事業の目標量設定については、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度の利用実績（2014（平成26）年度については見込数値）をもとに利用者数等の推計を行い、併せて障害者総合支援法等の関係法令を踏まえ、設定しました。

### 2 障害福祉サービスの実績と見込量

#### （1）訪問系サービス及び短期入所

##### 【サービスの概要】

##### 居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事等の介護を行います。

##### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

##### 同行援護

視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報を提供し、必要な援護を行います。

##### 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

##### 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に  
行います。

##### 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

##### 【現状分析】

居宅介護など訪問系サービスの利用希望者数は、年々増加しています。しかし、サービス提供事業者やヘルパーの不足により、十分なサービスが受けられないのが現状です。

### 【現状値】

サービス種別		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014(平成26) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
居宅介護	実人数	110	106	115	108	120	115
	時間数	1,540	1,289	1,840	1,281	2,160	1,432
重度訪問介護	実人数	7	5	7	7	7	7
	時間数	134	100	145	94	158	101
同行援護	実人数	3	4	3	5	3	5
	時間数	30	17	30	31	30	55
行動援護	実人数	8	9	9	4	10	5
	時間数	80	67	90	49	110	55
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0

\* 時間数については1月あたりの数値(以下同様)

### 【現状値】

サービス種別		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014(平成26) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
短期入所	実人数	46	42	48	53	50	53
	日数	322	258	336	332	350	343

\* 日数については1月あたりの数値(以下同様)

### 【目標値の見込方】

第4期計画では国の基本指針に基づき、現に利用している人の数等を勘案して、各サービスとも増加を見込んで目標値を設定していますが、重度障害者等包括支援については、市内にサービス提供事業所の確保が見込めないため、目標値の設定ができませんでした。

今後、事業所の確保が見込めないサービスについては介護保険事業所を基準該当サービス事情所とすることも検討しながら、各サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

### 【目標値】

サービス種別		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
居宅介護	実人数	115	117	119
	時間数	1,495	1,638	1,785
重度訪問介護	実人数	7	7	7
	時間数	105	112	119

## 【目標値（つづき）】

サービス種別		2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度
同行援護	実人数	6	7	8
	時間数	48	63	80
行動援護	実人数	5	6	7
	時間数	60	72	84
重度障害者等包括 支援	実人数	0	0	0
	時間数	0	0	0

サービス種別		2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度
短期入所	実人数	55	55	55
	人日	385	385	385

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

#### 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

#### 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

#### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話をを行います。

### 【現状分析】

生活介護及び就労移行支援については、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度の間新たなサービス提供事業所が開設されると見込んで目標値を設定しましたが、3年間の間に新たなサービス提供事業所が開設されなかったため、目標値を下回る結果となりました。

また、機能訓練施設は市内に無く、生活訓練施設についても1箇所しか無いため、目標値を下回る結果となりました。

### 【現状値】

サービス種別		2012 （平成24）年度		2013 （平成25）年度		2014（平成26） 年度（見込）	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
生活介護	実人数	189	199	204	195	219	192
	日数	3,780	3,782	4,080	3,739	4,380	3,796
自立訓練（機能訓練）	実人数	2	2	2	1	2	1
	日数	38	28	38	21	38	20
自立訓練（生活訓練）	実人数	10	11	11	12	12	10
	日数	200	177	220	198	240	164
就労移行支援	実人数	16	14	21	14	26	15
	日数	320	278	420	277	520	302
就労継続支援（A型）	実人数	30	29	35	33	40	34
	日数	510	518	630	587	760	618
就労継続支援（B型）	実人数	170	163	185	183	200	196
	日数	2,890	2,789	3,330	3,134	3,800	3,399
療養介護	実人数	4	9	4	9	4	9

### 【目標値の見込方】

現在の市内のサービス提供事業所数や、サービス利用の伸び等を勘案し、以下のように目標値を設定しました。

### 【目標値】

サービス種別		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度
生活介護	実人数	200	205	210
	人日分	4,000	4,100	4,200
自立訓練（機能訓練）	実人数	2	2	2
	人日分	40	40	40
自立訓練（生活訓練）	実人数	11	11	11
	人日分	220	220	220

**【目標値（つづき）】**

サービス種別		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
就労移行支援	実人数	20	25	30
	人日分	400	500	600
就労継続支援（A型）	実人数	40	45	50
	人日分	800	900	1,000
就労継続支援（B型）	実人数	200	210	220
	人日分	4,000	4,200	4,400
療養介護	実人数	9	9	9

**(3) 居住系サービス**

**【サービスの概要】**

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

**【現状分析】**

共同生活援助（グループホーム）については、2014（平成26）年度に1箇所の施設が市内に整備されましたが、目標値を下回る結果となりました。

また、施設入所支援についても、入所施設からの地域移行ができなかったため、目標値を下回る結果となりました。

**【現状値】**

サービス種別		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014（平成 26）年度（見込）	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
共同生活援助（GH）	実人数	83	80	93	83	98	93
共同生活介護（CH）							
施設入所支援	実人数	81	86	80	81	79	82

**【目標値の見込方】**

地域移行を進める上で、共同生活援助（グループホーム）は重要なサービスであり、施設及び利用対象者の増加を見込んで目標値を設定しています。

## 【目標値】

サービス種別		2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度
共同生活援助 (GH)	実人数	95	100	105
施設入所支援	実人数	81	80	80

## (整備見込量)

サービス種別		2013 (平成 25) 年度 実績	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
			目標		
共同生活援助 (GH)	定員数 (人)	57	75	80	85

## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

### 【サービスの概要】

#### 計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

#### 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

#### 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

### 【現状分析】

計画相談支援については、2014（平成 26）年度末までに全ての障害福祉サービス利用者に計画相談支援を行うよう目標値を設定しましたが、市内の特定相談支援事業所が 2012（平成 24）年度・2013（平成 25）年度は 3 事業所しかなく、2014（平成 26）年 4 月と 12 月に新たに 1 事業所ずつ開設されましたが、目標値を下回る結果となりました。

また、地域移行支援と地域定着支援については、入所施設からの地域移行ができなかったため、目標値を下回る結果となりました。

**【現状値】**

サービス種別		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014(平成 26)年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
計画相談支援	人数	17	12	97	43	211	75
地域移行支援	人数	5	2	5	2	5	1
地域定着支援	人数	5	0	5	0	5	0

\* 人数については1月あたりの利用人数(以下同様)

**【目標値の見込方】**

計画相談支援については、全ての障害福祉サービス利用者に計画相談支援を行うとし、今後の新規利用者数とモニタリングも含めた目標値を設定しました。

また、地域移行支援と地域定着支援については、今後の地域移行者数を踏まえて目標値を設定しました。

**【目標値】**

サービス種別		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
計画相談支援	人数	116	122	128
地域移行支援	人数	1	1	1
地域定着支援	人数	1	1	1

### 3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績と見込量

#### 【サービスの概要】

##### 児童発達支援

就学前の障がい児が通所により利用する身近な療育の場として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

##### 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所の提供を行います。

##### 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

##### 障害児相談支援

児童福祉法に基づく通所サービスを利用するすべての障がい児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

#### 【現状分析】

当市では保育所での障がい児に対する療育保育は実施していましたが、障害児通所支援サービスの児童発達支援と障害児相談支援については、2014（平成26）年度まで市内に事業所がなかったため、目標値を下回りました。

放課後等デイサービスについては、市内に2013（平成25）年度に1箇所、2014（平成26）年度に2箇所の事業所ができたため、目標値を上回りました。

また、保育所等訪問支援については、市内に事業所がなかったため目標値を設定していませんでしたが、市外の事業所を利用している児童数を実績値として記載しています。

#### 【現状値】

サービス種別		2012 （平成24）年度		2013 （平成25）年度		2014（平成26） 年度（見込）	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
児童発達支援	実人数	10	6	10	8	10	8
	日数	50	30	50	40	50	36
放課後等デイサービス	実人数	15	18	20	22	20	29
	日数	75	139	100	220	100	310

**【現状値（つづき）】**

サービス種別		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014(平成26) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
保育所等訪問支援	実人数	0	3	0	2	0	1
	日数	0	7	0	4	0	2
障害児相談支援	人数	2	0	17	0	32	7

**【目標値の見込方】**

障害児通所支援については、2014（平成26）年度より市内に開設された2箇所のサービス提供事業所の定員数や市外のサービス提供事業所の利用状況、サービス利用の伸び等を勘案し、以下のように目標値を設定しました。

また、障害児相談支援については、障害者総合支援法に基づく計画相談支援と同じく、全ての障害児通所支援利用児に障害児計画相談支援を行うとし、今後の新規利用者数とモニタリングも含めた目標値を設定しました。

**【目標値】**

サービス種別		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
児童発達支援	実人数	9	10	10
	人日分	45	50	50
放課後等デイサービス	実人数	30	32	34
	人日分	300	320	340
保育所等訪問支援	実人数	3	4	5
	人日分	6	8	10
障害児相談支援	人数	12	13	14

## 4 地域生活支援事業の内容と見込量

### (1) 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### 【事業内容】

地域の住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

##### 【目標値の見込方】

地域の住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修会や街頭啓発等を実施します。

##### 【目標値】

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

#### ②自発的活動支援事業

##### 【事業内容】

障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

##### 【目標値の見込方】

障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動の支援や心身障がい（児）者のボランティア養成講座等を実施します。

##### 【目標値】

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

#### ③相談支援事業

##### 【事業内容】

障がいのある人等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は介護を行う者、関係機関などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

##### 【目標値の見込方】

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者団体代表者、福祉・保健・医療関係者、労働関係機関、教育関係者などからなる「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を強化し、ネットワークの構築を図るとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置するための協議を行います。

**【目標値】**

事業名			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施

**④成年後見制度利用支援事業**

**【事業内容】**

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用支援を行います。

**【目標値の見込方】**

現在は事業を実施していませんが、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」事業を委託している社会福祉協議会等と事業の実施について協議していきます。

**【目標値】**

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	未実施	未実施	実施

**⑤成年後見制度法人後見支援事業**

**【事業内容】**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行なうことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

**【目標値の見込方】**

現在は事業を実施していませんが、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」事業を委託している社会福祉協議会等と事業の実施について協議していきます。

**【目標値】**

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	実施

**⑥意思疎通支援事業**

**【事業内容】**

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等や点訳、音訳等による支援を行います。

**【現状値】**

事業名		2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2015 (平成26) 年度(見込)
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣回数	360	365	365

**【目標値の見込方】**

手話通訳者設置事業は市役所の窓口での対応だけではなく、学校や病院等へ出向いての通訳や企業等からの派遣依頼によるコーディネートの増加など、その役割が大きくなっています。また手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業については、利用者数の増加を見込んでいます。

**【目標値】**

事業名		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣回数	370	375	380

**⑦日常生活用具給付等事業****【事業内容】**

障がいのある人や子どもの日常生活の利便向上を図るため、特殊寝台などの身体介護を支援する用具や訓練などに用いる用具、入浴補助用具などの自立生活を支援する用具、ストマ用装具などの排泄管理を支援する用具などを給付します。

**【サービスの概要】**

- 介護・訓練支援用具 : 特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具 : 入浴補助用具、つえ、便器、頭部保護帽、特殊便器など
- 在宅療養等支援用具 : ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
- 情報・意思疎通支援用具: 視覚障害者用ポータブルレコーダー、意志伝達装置、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置など
- 排泄管理支援用具 : ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具 : 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

**【現状値】**

事業名		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2015 (平成26)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
介護・訓練支援用具	給付件数	18	3	18	3	18	2
自立生活支援用具	給付件数	17	24	17	23	17	15
在宅療養等支援用具	給付件数	20	15	22	14	24	21
情報・意思疎通支援用具	給付件数	23	11	25	15	27	17
排泄管理支援用具	給付件数	1,100	1,443	1,110	1,587	1,120	1,232
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	7	3	8	3	8	4
合計	給付件数	1,185	1,499	1,200	1,645	1,200	1,302

**【目標値の見込方】**

自立生活支援用具と排泄管理支援用具は増加を見込んでいます。

**【目標値】**

用具名		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	20	23	25
在宅療養等支援用具	給付件数	20	23	25
情報・意思疎通支援用具	給付件数	20	23	25
排泄管理支援用具	給付件数	1,500	1,530	1,550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	5	5	5
合計	給付件数	1,570	1,609	1,635

**⑧手話奉仕員養成研修事業**

**【事業内容】**

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

**【目標値の見込方】**

手話奉仕員養成講座等を実施します。

【目標値】

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑨移動支援事業

【事業内容】

野外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

【現状値】

事業名		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2015 (平成26)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
移動支援 事業	利用者数	144	107	159	143	173	100
	延べ利用時間数	8,640	8,482	9,540	5,336	10,380	6,400

【目標値の見込方】

居宅介護等の事業と同様、サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
移動支援事業	実利用者数	120	125	130
	延べ利用時間数	6,500	6,600	6,700

⑩地域活動支援センター機能強化事業

【事業内容】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【現状値】

事業名		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2015 (平成26)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
地域活動支援センター	実利用者数	40	36	35	26	30	35

### 【目標値の見込方】

現在は機能強化事業を行っていませんが、今後基礎的事業を行っている市内の地域活動支援センター事業所と地域活動支援センターの機能強化について協議していきます。

### 【目標値】

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
地域活動支援センター	実利用者数	30	30	30

## (2) 任意事業

### ①訪問入浴サービス

#### 【事業内容】

看護師または准看護師若しくは介護職員が、重度の身体に障がいのある人を訪問し、居宅において入浴サービスを実施します。

#### 【現状値】

事業名		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2015 (平成26)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
重度障害者等訪問 入浴サービス	実利用者数	3	3	3	3	3	3

### 【目標値の見込方】

サービス提供事業者の確保が困難な状況にあり、事業量の増加を見込めないのが現状です。事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

### 【目標値】

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
重度障害者等訪問 入浴サービス	実利用者数	3	3	3

## ②生活訓練等事業

#### 【事業内容】

障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

### 【目標値の見込方】

障がいのある人等に対してのパソコン教室や、視覚障がいのある人に対する歩行訓練や生活訓練等を実施します。

**【目標値】**

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
障がい者パソコン教室	実利用者数	10	10	10
視覚障がい児(者) 歩行訓練等給付事業	実利用者数	2	2	2

**③日中一時支援事業**

**【事業内容】**

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進します。

**【現状値】**

事業名		2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2015 (平成26)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
日中一時支援事業	実利用者数	171	215	184	208	198	166

**【目標値の見込方】**

日中一時支援事業は、今後もニーズが高いと予想されることから増加を見込んでいますが、サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

**【目標値】**

事業名		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
日中一時支援事業	実利用者数	200	210	220

## 第4章 計画推進のための取り組み

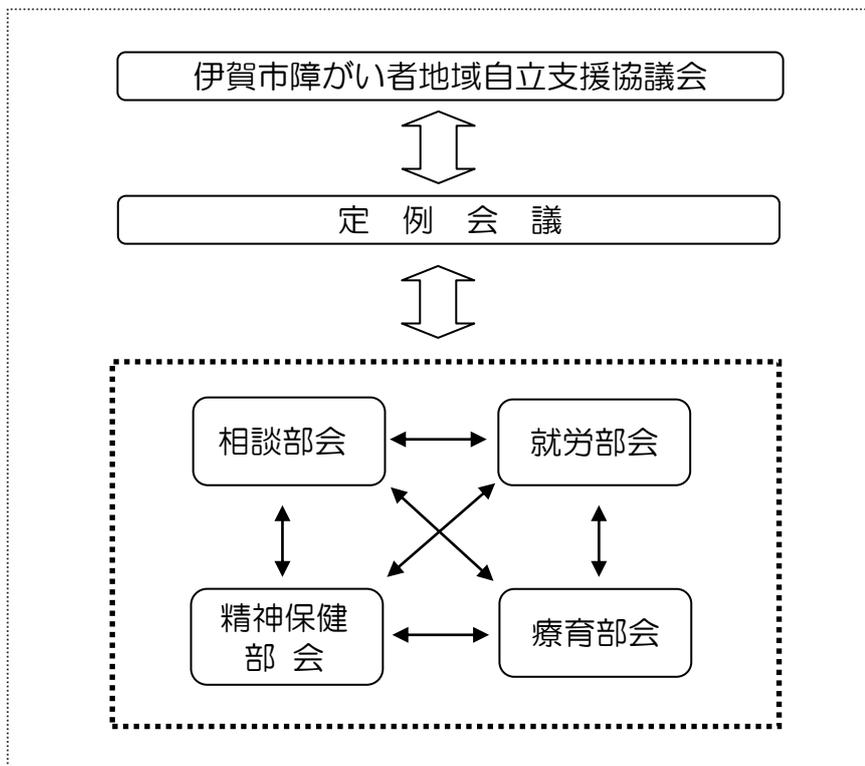
### 地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体等のネットワークを構築し、困難ケースへの対応などを図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、PDCA サイクルにより本計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の幅広い機関の代表の参加を得ながら、さまざまな協議を行い、本計画に掲げたサービス量の確保などに努めていきます。

また、分野ごとにそれぞれの現場で実際に支援に携わっている方々や関係機関の方などが協議する場として、「相談」「就労」「精神保健」「療育」の4つの専門部会を設置し、当事者や家族の意見も聴きながら、本市の現状やニーズの把握などに努めます。（※「就労」「精神保健」については伊賀圏域障がい福祉連絡協議会で設置）

図 地域自立支援協議会の組織体制



#### 第4期伊賀市障がい福祉計画

発行年月：平成 27（2015）年3月

発 行：三重県伊賀市

編 集：伊賀市健康福祉部障がい福祉課

〒518 - 8501 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

電 話：0595-22-9657

FAX：0595-22-9662

E-mail：shougai@city.iga.lg.jp